

2020年5月1日

秋田県制度融資「経営安定資金 危機対策枠（無利子・無保証料）」
の取扱い開始について

秋田信用金庫（理事長 平野 敬悦）は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い新設された秋田県制度融資「経営安定資金 危機対策枠（無利子・無保証料）」の取扱いを開始いたします。

当金庫では引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大により、直接または間接的に影響を受けた中小事業者の皆様の経営の安定に資する相談対応や金融支援に努めて参ります。

記

【制度融資の概要】

名 称	経営安定資金(危機対策枠)
ご融資対象者	次の要件を満たす中小企業者 原則として、最近1か月間の売上高等と、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少することが見込まれる中小企業者等。 ※認定基準の運用緩和により、業歴3か月以上1年1か月未満の事業者も対象です。 ※中小企業でセーフティネット保証5号認定の場合は、特別枠で無利子・無保証料となります。
お使いみち	運転資金・設備資金
ご融資金額	30百万円(経営安定資金の既存枠とは別枠)
ご融資期間	10年以内(据置5年以内)
ご融資利率	年0.00% (当初3年間は下記金利相当分をキャッシュバックすることで実質無利子化) ※4年目以降:危機関連保証(※1) 1.15% :セーフティネット保証4号(※2) 1.15% :セーフティネット保証5号(※3) 1.35%
信用保証料	年0.00%(国、県、保証協会で全期間負担)
保証人	①法人の方:代表者1名 ②個人事業主の方:原則不要

※1 危機関連保証の概要

- 指定案件に起因して、原則として、最近1カ月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。

※2 セーフティネット保証4号の概要

- 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1カ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2カ月を含む3カ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

※3 セーフティネット保証5号の概要

- 指定業種に属する事業を行っており、最近3カ月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少。

○時限的な運用緩和として、2月以降直近3カ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3カ月間の売上高等の減少でも可。

例) 2月の売上高実績+3月、4月の売上高見込み

- 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

以上

(本件に関するお問い合わせ先)

秋田信用金庫 総合企画部

フリーダイヤル 0120-345-112